現代産業論b:第二回

担当教員　黒田敏史

本日の内容

- 著作権の経済分析
  - 著作権とはどんな権利か
  - 著作権の経済モデル
  - 最近の著作権法改正問題

本日の内容

- 著作権の経済分析
  - 著作権とはどんな権利か
    - 詳細は中山(2007)「著作権法」有斐閣、等を参照
  - 著作権の経済モデル
  - 最近の著作権法改正問題

著作権とはどんな権利か

- 著作物とは
  - 「著作物とは、思想又は感情を表現したもの（2条1項1号）」とされている
    - 「表現」が著作物であり、思想や感情そのものではない
      - 書籍やCDのみならず、絵画、彫刻の原作品なども著作物を固定している媒介物にすぎず、著作物そのものは当該媒体とは異なる。従って、それら媒体と分離された写真等の複製物であっても著作権で保護される事になる。
      - 同じ思想や感情であっても、表現が異なっていれば異なる著作物となる。
      - 他方、「特許権」はアイディアを保護するのもであり、同じアイディアを異なる方法で実装したものは、先行する特許権を侵害していることになる
      - 具体的に保護されるのは、小説・音楽・美術・映画・コンピュータプログラム・データベース等である

著作権とはどんな権利か

- 著作権法の存在理由
  - 必要性による説明：創作へのインセンティブ
    - 知的財産法がない場合、情報の創作や伝達で生計を立てるために他人の模倣を防ぐ方法は情報を「秘匿」する事であった
    - しかし、社会に有益な情報が秘匿されていることで、その便益が十分に活かされないことや、技術の発展により情報が流通しやすくなったことから、情報を保護する必要が生じた。（元々の著作権は印刷を行う権利（copyright)として生じている。）
  - 自然権的アプローチ
    - 各人の頭脳に生じた思想は各人の庭に生えた草木と同様に、当然にそのものに原始的に帰属する

著作権とはどんな権利か

- 著作者の権利
  - 著作者は自らが権利を有する著作物に対し、以下の範囲で独占的な利用権を持つ
  - 著作権（財産権：譲渡可能な権利）
    - 複製権(21条)：著作物を印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に再製する権利
    - 上演権・演奏権(22条)：著作物を公に上演し，演奏する権利
    - 上映権(22条の2)：著作物を公に上映する権利
    - 公衆送信権等(23条)：著作物を公衆送信し，あるいは，公衆送信された著作物を公に伝達する権利
    - 口述権(24条)：著作物を口頭で公に伝える権利
    - 展示権(25条)：美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
    - 頒布権(26条)：映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
    - 譲渡権(26条の2)：映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には，譲渡権が及ばない)

著作権とはどんな権利か

- 著作者の権利（続）
  - 貸与権(26条の3)：映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
  - 翻訳権・翻案権等(27条)：著作物を翻訳し，編曲し，変形し，脚色し，映画化し，その他翻案する権利
  - 二次的著作物の利用に関する権利(28条)：翻訳物，翻案物などの二次的著作物を利用する権利
- 著作者人格権（譲渡不可能な権利）
  - 公表権(18条)　：未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
  - 氏名表示権(19条)：著作物に著作者名を付すかどうか，付す場合に名義をどうするかを決定する権利
  - 同一性保持権(20条)：著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

著作権とはどんな権利か

- 著作隣接権
  - 著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利
    - 氏名表示権、同一性保持権、録音権・録画権、放送権・有線放送権、商業用レコードの二次使用料を受ける権利、譲渡権、貸与権、送信可能化権
    - 送信可能化権は1997年に導入され、インターネット等で著作物を配信する事を著作権の対象とした（それまではインターネットでテレビ番組を配信することは違法ではなかった）

著作権とはどんな権利か

- 著作権の制限
  - 著作権による情報の独占的利用の範囲が広すぎないよう、著作権に制限がある
    - 表現の自由などの現代社会の有している基本的理念に関するもの
      - 私的使用目的のための複製（30条）、図書館などにおける複製（31条）、引用など（32条）、教科用図書などへの掲載・教科用拡大図書など作成のための複製（33条）など
    - 弱者保護に関するもの
      - 点字による複製など（37条）、聴覚障害者のための自動公衆送信（37条）
    - 著作権者と利用者の利益の調和に関するもの
      - 営利を目的としない上映など（38条）
    - 従来からの慣行
  - これらの規定を受けて利用を行う場合、出所を明示する義務が課せられている（48条）

著作権とはどんな権利か

- 技術の変化と著作権の保護範囲の変化
  - かつて著作権は、小説・音楽・絵画などの古典的著作物を対象としており、人格権としての側面が強かった
  - しかし、プログラムやデータベースなどと言った人格権よりも経済権としての側面が強いものも著作権による保護の範囲とされるようになっている
    - 住所や電話番号それ自体は表現ではないため著作権で保護されないが、電話帳は保護される（ただし、単純な50音順のものは素材の選択または配列に創作性がなく、編集著作物（12条）には該当しないが、職業別に分類されたタウンページは著作物）
  - 近年では著作権法の改正が相次いでおり、法の体系が複雑化している

著作権とはどんな権利か

- 保護技術と契約
  - DRM（ Digital Rights Management）等の保護技術や情報の利用に関する契約によって、著作権で保護されない事実情報も私的取引の対象となり得る
    - 単なる50音順の電話帳は著作権で保護されないが、価値のある財である
    - DRMを用いれば、著作権で保護されていない範囲であっても、供給者によってコントロールすることが可能になる
      - 地上デジタル放送はコピープロテクトがかかっているため、私的利用であっても自由に複製を作成することが出来ない
      - 携帯電話の着メロは他の媒体で再生するための移動や複製に制限が掛けられている（MNPで持ち越す事はたぶん不可）
      - 技術による保護は法の権利を越えた強いコントロールが可能であり、言論の自由との緊張関係を有する

本日の内容

- 著作権の経済分析
  - 著作権とはどんな権利か
  - 著作権の経済モデル
    - Landes and Posner(1989)　保護期間のモデル
    - Basen and Kirby(1989)　私的複製の帰属価値
    - Shy(2000)　ネットワーク外部性のある場合のコピーの価値
  - 最近の著作権法改正問題

著作権の経済モデル

- 著作物の経済財としての性質
  - 情報は公共財としての性質を有するため、市場の失敗が生じる
  - 著作権は市場の失敗を是正するため、情報に「排除性」を与えるものである
- 知的財産権の事前のインセンティブと事後のアクセスのトレードオフ(Arrow, 1962)
  - 創作物をより多くするためには、創作者への利得を大きくすればよく、そのためには著作権の保護を強化すればよい
  - 一度作成された著作物であれば、多くの人がそれを利用できるように保護を低くする事が望ましい

著作権の経済モデル

- 著作権の経済モデルの基本的視野
  - 創造には費用がかかる
    - 著作物を創造するには、他の著作物を利用することが必要であるため、著作物の保護の強化は創造の費用を高める
  - 複製に費用がかかる
    - 複製のための費用は技術水準によって変化する
  - 著作者以外も複製を行う事が出来る
    - 複製はしばしば品質が劣化する
    - デジタル著作物のように品質が劣化しない場合もある

著作権の経済モデル

- Landes and Posner(1989)
  - 保護の水準が著作者に与えるインセンティブと、著作物の利用の関係をモデル分析
  - モデルの基本設定
    - 著作物の作者が自らの著作物のコピーを作成するコストcは一定
    - 著作物の創造のコストe(z)は保護水準zによって増加
    - ユーザの私的コピーの費用は逓増、かつ保護水準が高まれば高くなる
    - オリジナルとコピーは完全代替
  - 分析手順
    - ユーザは価格と私的コピーの限界費用が等しくなる水準y(p,z)まで私的コピーを作成
    - 作者は市場の需要q(p)から私的コピーを除した残余需要曲線q(p)-y(p,z)に対して、独占価格を形成する

著作権の経済モデル

- Landes and Posner(1989)
  - 作品価格
    - 需要の価格弾力性が大きいと価格は下がる
    - 複製者の供給の弾力性が大きいと価格は下がる
    - 保護水準の上昇は、保護水準を通じたコストの増加によって、価格が上昇し、販売される作品の総数が減少する
  - 保護水準と創造
    - 私的コピーが0になる水準 $\overline{z}$まで保護水準を高めることは、創造のコストの増加を招くため、作者の利潤を最大化しない
    - 作品数を最大にする保護水準（＝作者の利潤が最大）$\tilde{z}$が存在し、それ以上に保護水準を高めると作品数が減少する
  - 最適保護水準
    - 社会厚生を最大にする最適保護水準 $\hat{z}$ は $\tilde{z}$ よりも小さい。なぜなら、作者が独占価格を付けるため、供給は過小であり、私的コピーを増加させることで消費者余剰を通じて社会厚生を改善する

著作権の経済モデル

費用、売り上げ

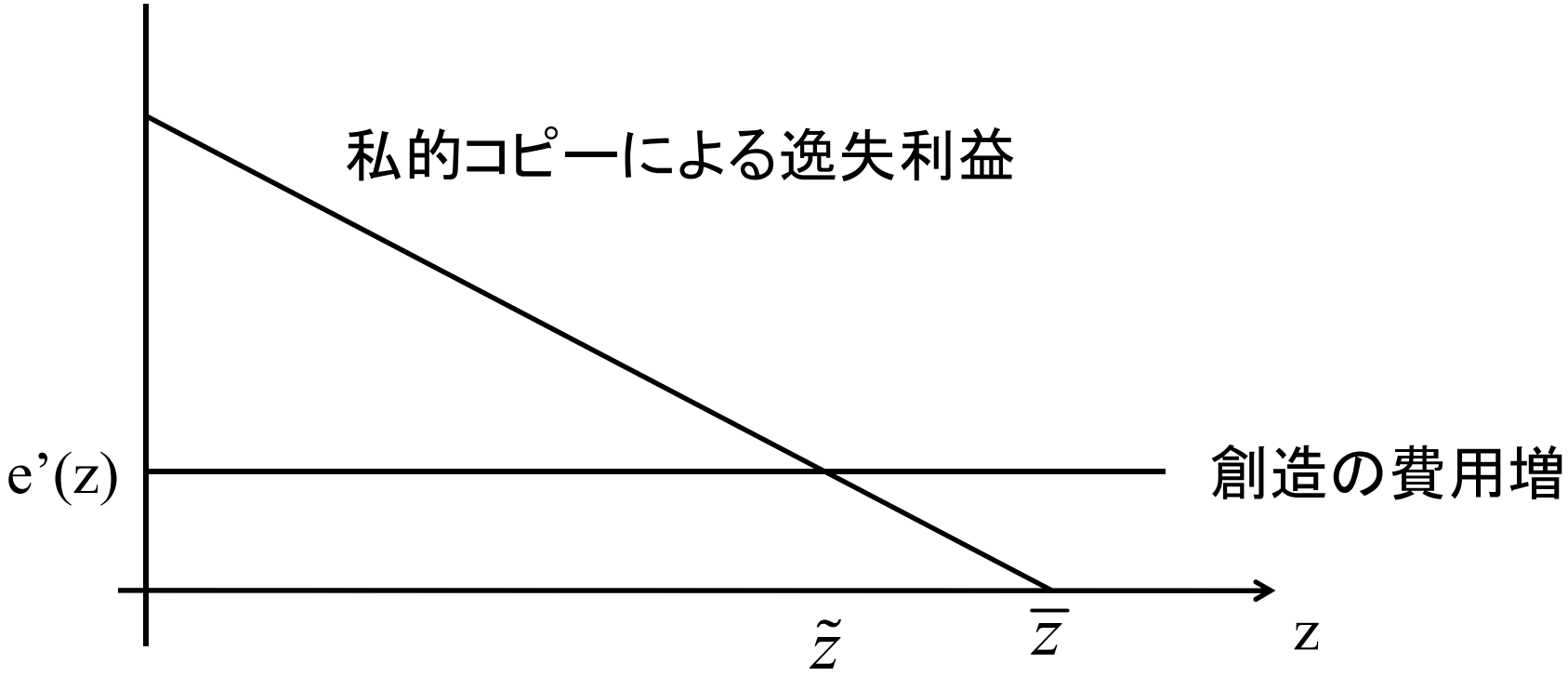

著作権の経済モデル

- Basen and Kirby(1989)
  - オリジナルとコピーの代替性と、収益モデルの関係について、私的複製の帰属価値を用いて分析
  - 先のモデルとの違い
    - オリジナルとコピーが不完全代替の場合も考慮
    - 私的複製の費用が一定の場合も考慮
  - モデルの設定
    - オリジナルの価格をPo, コピー費用をrとおく
    - コピーの価値Vcはオリジナルの価値Voの一定割合Vc=αVoとし、コピーを作成するのはVo-Po>Vc-r (Po<Vo-Vc+r)が満たされるとき
    - 上の不等式より、価格Poがr/α以下のときはコピーが作成されない

著作権の経済モデル

- Basen and Kirby(1989)
  - 分析の手順
    - コピーがない場合の生産量をQ
    - コピーがある場合の生産量をQ’
    - オリジナルの購入者増による消費者余剰の増加A
    - オリジナルの購入者増による作者の利益の増加B
    - コピーの購入者増による消費者余剰の増加C
  - 私的コピーの価値
    - コピーが生産されることで、オリジナルとコピーの合計生産量が増加するか、減少するかは、MRとMR’の交点と、限界費用の大小関係に依存
    - 生産量が増加する場合は、コピーの存在は常に社会厚生を増加
    - 生産量が減少する場合は、コピーの存在はコピーによる消費者余剰と、生産者の利益の減少の大小関係で決まる

著作権の経済モデル

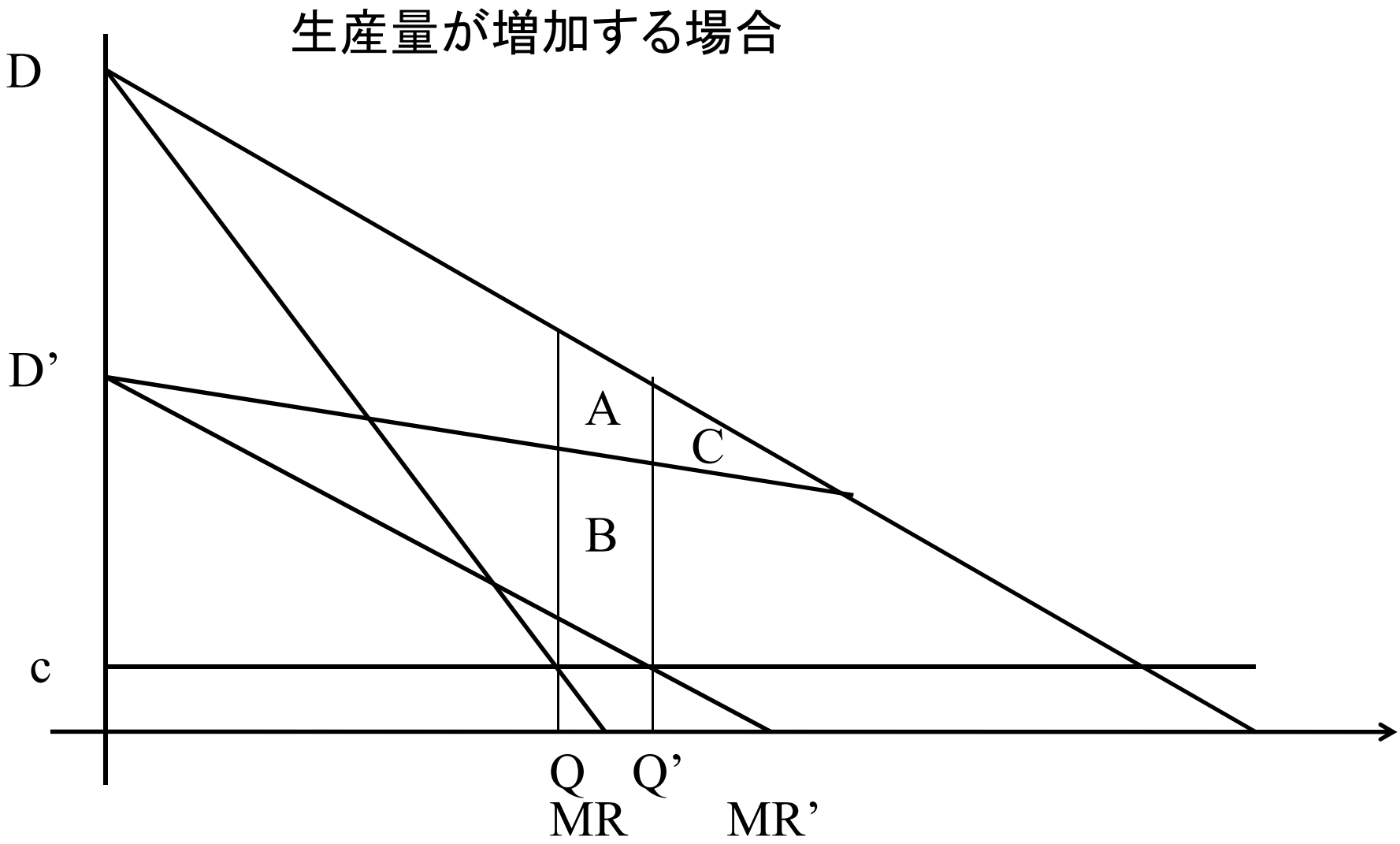

著作権の経済モデル

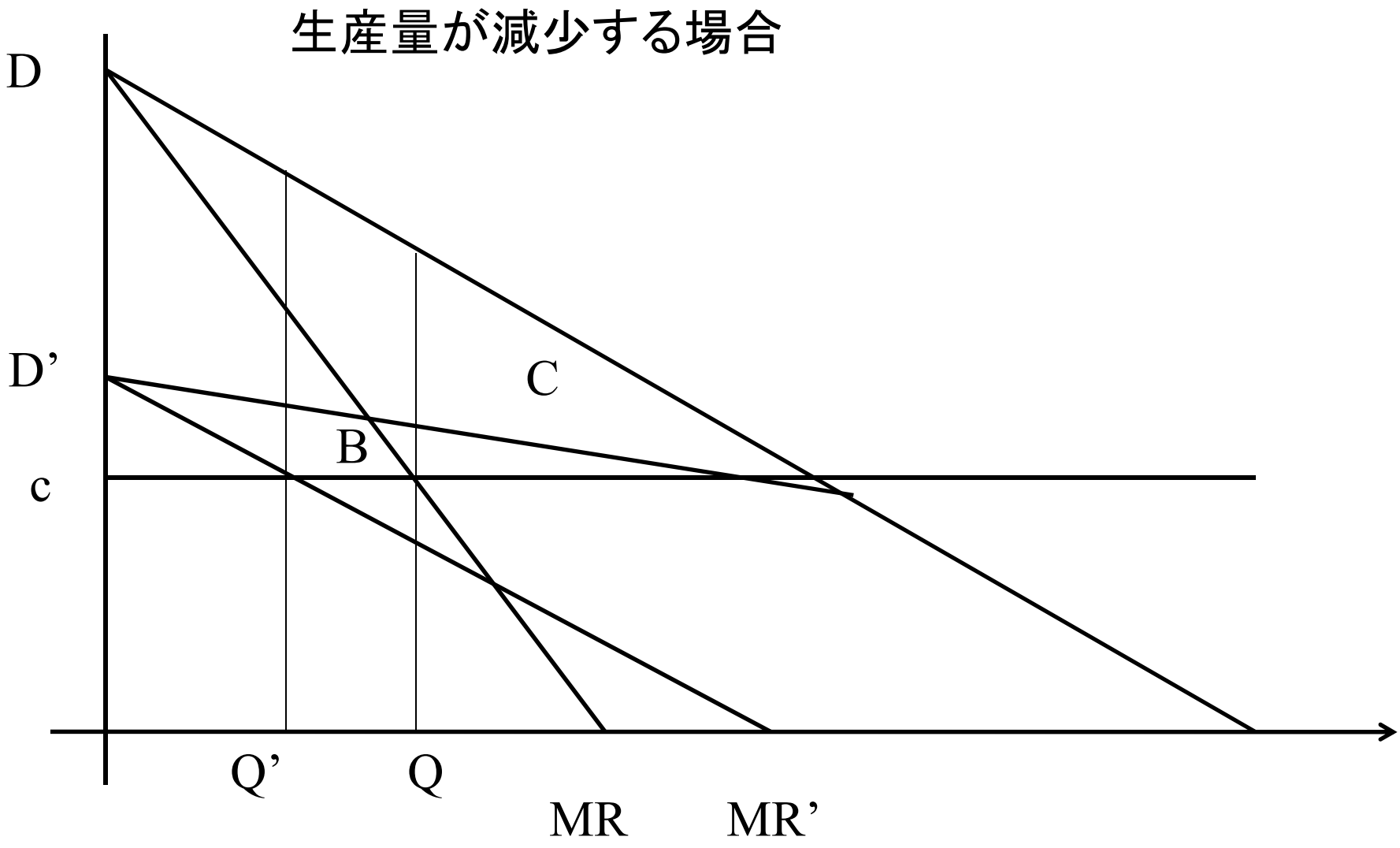

著作権の経済モデル

- Basen and Kirby(1989)
  - 間接的帰属価値を考慮する場合
    - 図書館のような、コピーが作成されるが、直接の販売よりも高く購入してくれるようなユーザが存在する場合、コピーに対する需要は図書館によるオリジナルの需要を増加させるため、間接的に収益が帰属する
  - 分析の手順
    - 消費者はコピーを共有するクラブを作成する
    - クラブの規模が大きくなれば、複製のコストは増加する
    - クラブの規模はメンバーが追加されたときにクラブ員が負担する費用増と、クラブ員がオリジナルを購入する費用が等しくなるときである
  - 結果
    - オリジナルを作成するコストが、クラブを結成するコストよりも高ければ、クラブによる複製によって生産者、消費者共に恩恵を受ける
    - オリジナル、クラブによる複製共にコストが十分低いとき、クラブによる複製は作者の利益を減少させる事がある

著作権の経済モデル

- Shy(2000)
  - ネットワーク外部性のある場合のコピープロテクションの効果を分析
  - モデルの設定
    - 利用者は同じ著作物（ソフトウェア）を利用している人数qが多いほど、その著作物から大きな恩恵を受ける（ネットワーク外部性）
    - メーカーによるサポートを受ける事に価値を感じるユーザと、サポートに価値を感じないユーザが存在する
    - メーカーはソフトとサポートを抱き合わせ販売する

著作権の経済モデル

- Shy(2000)
  - 分析の手順
    - サポート志向消費者の効用 $U^O = \begin{cases} (1+\sigma)q - p & \text{（ソフトを購入）} \\ q & \text{（コピーを作成）} \\ 0 & \text{（利用しない）} \end{cases}$
    - サポート不要消費者の効用 $U^O = \begin{cases} q - p & \text{（ソフトを購入）} \\ q & \text{（コピーを作成）} \\ 0 & \text{（利用しない）} \end{cases}$
    - サポート志向消費者は、$\sigma q \geq p$ のときソフトを購入
    - サポート不要消費者は、コピーを行うか、ソフトを利用しない
  - 結論
    - サポートの価値が高いとき（σ>2）、複製を防止しない方が複製を防止するよりも高い利潤をもたらす

本日の内容

- 著作権の経済分析
  - 著作権とはどんな権利か
  - 著作権の経済モデル
  - 最近の著作権法改正
    - 保護期間延長
    - ダウンロード違法化
    - 私的録音録画補償金制度（未解決）

最近の著作権法改正問題

- 私的録音録画補償金制度
  - 劣化の生じないデジタル技術であれば、私的利用を目的とした複製であっても、権利者の利益を害するのではないかとの考えから、MD・CD-R・DVD-Rなどのデジタル記録媒体、及びそれらに記録を行う機器の価格の一定割合を補償金として著作権者に支払う必要がある
    - 金額は価格の1%（一部例外有り）
    - メーカーが価格に上乗せて徴収し、徴収された補償金は（社）私的録音補償金管理協会、（社）私的録画補償金管理協会が権利者に再配分を行う
  - 近年のデジタルオーディオプレイヤーの普及から、ポータブル機器やパソコンのHDD等にも補償金制度を拡大すべきではないかとの案が文化庁私的録音録画小委員会にて議論された
  - 他方、DRMの普及により、権利者は著作物の流通をコントロールしているのだから、補償金は不要ではないかとの考え方から、機器メーカーは対象の拡大に反対していた

最近の著作権法改正問題

- 私的録音録画補償金制度
  - 文部科学省文化審議会著作権分科会「私的録音録画小委員会報告書」
    - 著作権保護技術の施された著作物の私的録音録画のうち、権利者の要請による技術については補償の必要性はない事が関係者の合意となっており、議論の前提とされた
    - 他方、著作権保護技術が適応されない音楽CDと、著作権者の要請ではないダビング１０が適用された地上デジタル放送に関して検討が行われるようになった
    - 「現行制度は、録音録画を主たる用途としている機器及び記録媒体を対象」である事から、HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー等は対象とすべきだが、パソコンやカーナビのように録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないものは対象外とされた

最近の著作権法改正問題

- 私的録音録画補償金制度
  - 電子情報技術産業協会（JEITA）の主張
    - 無料デジタル放送の録画に関しては、課金されないことを明確にすべき
    - 技術的保護手段に該当する著作権保護技術を回避する複製行為は著作権侵害に該当する（第30条1項2号）ため、著作権保護技術を利用していること自体が、著作権者による権利行使と同視できる。そのような場合に補償金請求権を与えることは、二重利得に該当する
    - クリエーターへの適正な対価の還元方法が、なぜ補償金制度に限定されるのか。著作物等の流通の過程で、契約処理ができるはずであるにも関わらず、それがなされないのはなぜか。そのような努力はなされているのか。
      - 東芝・パナソニックはデジタル放送のみに対応したHDDレコーダにおいて補償金を徴収していない（東芝は納付期限を過ぎても支払の必要無しとして支払っていない）
      - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08071107/002.htm

最近の著作権法改正問題

- 私的録音録画補償金制度
  - デジタル私的録画問題に関する権利者会議の主張
    - 「メーカーのやっていることは「ちゃぶ台返し」(ノ-_-)ノ~┻━━┻」
    - 無償コンテンツの複製・利用を行える機器・媒体のメーカーの利益を権利者に還元させようとするものであって、その観点からすれば「補償金制度」の正当性は、今日強まりこそすれ、薄れてきたなどという見方はあたらない
    - コピーワンスの不便さの原因はメーカーの技術力の未熟さと、それに対するサポート体制の不備に起因するものであって、権利者とは何のかかわりもない
      - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08071107/001.pdf

最近の著作権法改正問題

- ダウンロード違法化
  - 著作権侵害の例
    - 2009年7月に発売前のドラゴンクエスト9をインターネット上に流出させたとして、2名が著作権法違反容疑で逮捕された。24時間の被害額は約1300万円相当。
    - 2009年4月、スウェーデン政府は著作権者の許可を得ずに作成されたトレントファイルを流通させていたThe Pirate Bayの管理者ら4名に対し、有罪の判決を下した
      - トレントファイル：ファイル転送プロトコル/ソフトウェアであるbittorrentを用いてファイルを流通させる際に用いるファイル

最近の著作権法改正問題

- ダウンロード違法化
  - 違法録音録画物、違法配信からの私的録音録画は私的録音・録画であるため、違法ではない
    - Web等に音楽・映像・ソフトウェア等をアップロードするのは違法
    - しかし、アップロードされたファイルをダウンロードして私的に利用するのは違法ではない
  - 2009年6月12日参議院にて著作権法改正が可決
    - 2010年1月より違法配信されている音楽・映像を違法と知りつつダウンロードする行為が禁止される。ただし、違反者に対する罰則は設けられていない。
    - ソフトウェアは対象外、（The pirate bayのトップ100中の圧倒的多数は映画、ついでテレビ番組。ソフトは6本のみ音楽は1本。）

最近の著作権法改正問題

- ダウンロード違法化
  - ダウンロードによる経済被害は存在するか？
    - Oberholzer-Gee and Strumpf (2007)
      - ファイル共有ソフトと販売額の関係には、購入の代替による負の関係と、学習による正の効果があり、理論的にどうなのかははっきりしない。著者らはOpenNapによる共有と、販売額のデータを用いて分析を行い、ファイル共有ソフトによるファイル流通が音楽の販売に与えるという仮説は、単純な回帰分析では一件影響があるように見えるが、因果性をコントロールした操作変数推定によると影響がない事を明らかに
    - Rob and Waldfogel (2007)
      - 学生を対象としたアンケートによる分析で、お金を払わないで映画を見る事で、映画館に足を運ばなくなる事を立証
    - その他多数の研究があるが、少なくとも「売り方を変える必要がある」のは間違いない

最近の著作権法改正問題

- 保護期間延長問題
  - 文化庁「著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」
    - 著作権の保護期間が欧米諸国では70年までとされており、日本もそれに準じて延長すべきではないか
    - 死蔵による社会の損失を防止し、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツを円滑に流通させるための制度整備が必要

最近の著作権法改正問題

- 保護期間延長問題
  - 延長賛成論
    - 第2世代の寿命が延びているため、それに併せて延長すべき
    - 欧米の著作者は70年保護されるが、日本の著作者は50年しか保護されない。欧米の日本の著作者に比べて日本の著作者が保護されるべきではないとは考えられない。
  - 反対論
    - 過去に作られたコンテンツは延長による創作のインセンティブ増加の影響を受けず、流通が阻害されるだけである
    - 折半になった過去の名作が流通しない事により失われてしまうことや、パロディ等の２次創作の名作が流通できない

最近の著作権法改正問題

- 保護期間延長問題
  - 米国におけるエルドレッド裁判
    - １９９８年に米国は著作権保護期間を50年から70年に延長
      - 2003年に著作権が切れる見込みであったミッキーマウスの保護期間を延長させるために、ディズニーがロビイングによって成立させた「ミッキーマウス保護法」だとも揶揄される
    - パブリックドメイン化（＝保護期間を過ぎた）した著作物を公開するWebを作成していたエリック・エルドレッド氏は、この延長が憲法の表現の自由を侵害し、既に公表済みの著作物の保護期間を延長することは議会の権限を逸脱する、として裁判を起こした

最近の著作権法改正問題

- 保護期間延長問題
  - 17名の経済学者による法廷助言
    - 著作権保護期間延長がもたらす経済的便益がそのコストを上回る可能性は少ない
      - 作成後30年で死亡した著者の作品が80年間1ドルの利益を生むならば、14.22ドルの収益をもたらすが、80年目の1ドルは金利7%で評価すると0.0045ドルに過ぎない。100年への延長は14.27ドル、永久への延長は14.29ドルにすぎないため、期間を延長するメリットは少ない。他方、保護期間中は著作権者の独占による非効率が発生する
    - 延長は既存の素材を利用した新しい作品の創作を制限することによってイノベーションを減退させる
      - 使用料の支払い、昔の作品の著作権保有者を見つけるコスト、交渉するコストが創作者のインセンティブを損なう

最近の著作権法改正問題

- 保護期間延長問題
  - 裁判所の判決
    - 既得著作権の期間を延長することは議会の権限を逸脱しておらず、憲法にも違反していない
    - 我々は例え本法に異論があったり、まずい判断と主張できたとしても、議会の決定や政策判断をとやかく言う自由はないので、CETAは著作権条項に基づく議会の権限行使の範囲を逸脱した許し難い間違いと結論づけることはできない

次週の内容

- スイッチングコストの経済学